



なかみち通信

VOL. 44



<http://nakamichi-takasi.com/>

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金など

特別定額給付金

対象 住民票のある方

一人当たり
10万円
※世帯主にまとめて支給。



- 給付対象者
令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されている方
- 申請方法
(1)郵送
区から送られる申請書に振込先口座などの必要事項を記入の上、必要書類(通帳のコピー、運転免許証のコピーなど)を添えて返送してください。
- (2)オンライン
マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方は、マイナンバーカードの「ぴったりサービス画面」から申請してください。
※最新情報など詳しくは区ホームページをご覧ください。



区ホームページ▶

江戸川区では**5月下旬**ごろから、給付対象者の名前が印字された申請書を各世帯に郵送し始め、給付金の受け取りは**6月下旬**ごろから始まる予定です。今しばらくお待ちください。

制度に関するお問い合わせはコールセンターに

5662-6591

江戸川区特別定額給付金コールセンター

月～金9時～12時・13時～16時(5月は土日も対応します)

給付金の受け取りを特にお急ぎの方は、まずはお電話ください

受け取れます

子育て世帯への臨時特別給付金

対象 児童手当を受給する世帯

対象児童1人当たり
1万円



- 支給対象者
令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者
※特例給付(児童1人当たり5000/月)の受給者は対象外。
- 対象児童の生年月日
平成16年4月2日～令和2年3月31日
- 申請方法
申請は不要です。支給対象の方には6月中に案内を送付し、給付金を児童手当で指定した口座に振り込む予定です。
※公務員の方は申請が必要です。申請受付期間など最新情報は区のホームページをご覧ください。

問 手当で助成係
☎5662-0082



区ホームページ▶

借りられます

緊急小口資金(特例貸付)

緊急かつ一時的な生活維持のための貸し付け

対象 休業または減収した世帯

貸付上限額
20万円以内



※貸し付けは1回のみ。

借りられます

総合支援資金(特例貸付)

日常生活の維持のための貸し付け

対象 緊急小口資金を利用した翌月も減収または失業した世帯

貸付上限額

2人以上世帯の場合

単身世帯の場合

月 **20万円**以内

月 **15万円**以内



※貸付期間は原則3ヵ月以内。

詳しくは区社会福祉協議会ホームページをご覧ください(緊急小口資金は労働金庫でも郵送で受け付けをしています)。 問 区社会福祉協議会☎5662-5587

区社会福祉協議会ホームページ▶

